

函館市ごみ処理手数料の収納および指定ごみ袋等の交付に関する  
取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則（平成5年函館市規則第31号）に基づくごみ処理手数料の収納ならびに指定ごみ袋およびごみ処理券（以下「指定ごみ袋等」という。）の交付（以下「収納事務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(収納事務取扱者の登録等)

第2条 市長は、収納事務を行うため、収納事務取扱者を登録し、収納事務を委託するものとする。

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、市長に収納事務取扱者登録申請書（別記第1号様式）を提出し、登録の決定を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、収納事務取扱者の適否について審査し、適当と認めるときは、収納事務取扱者の登録の決定をし、収納事務取扱者登録決定通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 収納事務取扱者の登録の申請の期間については、市長が別に定める。

(収納事務取扱者の要件)

第3条 前条第2項および第7条第2項の規定による申請をした者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければ、同条第3項の規定による登録および第7条第3項の規定による登録の更新の決定を受けることができない。

(1) 原則として、函館市内に店員等が常駐する店舗等を有する者とする。

(2) 相当の指定ごみ袋等の交付数量が見込めること。

(3) 成年被後見人もしくは被保佐人でないこと。

(4) 破産法に基づく破産の申立てをしていないこともしくは破産の宣告を受けていないことまたは会社更生法、もしくは民事再生法に基づく手続開始の申立てをしていないこともしくは手続開始の決定

がされていないこと。

(5) 市税の納税その他市に対する債務の履行を怠っていないこと。

(6) 第7条の規定に基づき登録の更新を受けようとする場合にあっては、指定ごみ袋等の交付実績が相当数あること。

(7) その他収納事務の取扱いに支障をきたすおそれがないこと。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、前項第2号、第6号に掲げる要件を満たしていないときであっても前条第3項の規定による収納事務取扱者の登録および第7条第3項の規定による登録の更新の決定をすることができるものとする。

(収納事務取扱者の登録期間)

第4条 収納事務取扱者の登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、4月1日後においても収納事務取扱者の登録の決定をすることができるものとし、この場合における登録期間は、登録の日から翌年（当該日が1月1日から3月31日までの日であるときは、同年）の3月31日までとする。

(公金収納受託者の事務等)

第5条 市長は、収納事務取扱者の登録の決定を受けた者のうち、収納事務を受託しようとする者と収納事務委託契約を締結し、公金収納受託者証明書を交付する。ただし、登録の日に収納事務委託契約を締結しなかった者は、当該登録の決定を取り消されたものとみなす。

2 収納事務を受託した者（以下「公金収納受託者」という。）は、収納事務を自ら処理しなければならない。この場合において、公金収納受託者が本店等で、受託した収納事務の補助をさせることができる複数の店舗があるときは、当該複数の店舗に受託した収納事務の補助をさせることができる。

3 公金収納受託者は、指定ごみ袋等が破損し、または変質することがないように管理し、その交付状況を把握するとともに、定期的に市長が定める様式により当該収納事務に係る報告をしなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、収納事務の詳細については収納事務処理要領による。

(委託料の支払)

第6条 市長は、公金収納受託者に対し、収納事務委託契約に基づき所定の委託料を地方自治法施行令第164条に規定する繰替払いの方法により支払うものとする。

(収納事務取扱者の登録の更新)

第7条 公金収納受託者は、第4条の規定による登録期間の満了後も引き続き収納事務取扱者の登録を受けようとするときは、登録の更新をすることができる。

2 公金収納受託者は、前項の規定による収納事務取扱者の登録の更新を受けようとするときは、市長に収納事務取扱者登録更新申請書(別記第3号様式)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、収納事務取扱者の適否について審査し、適当と認めたときは、収納事務取扱者の登録の更新の決定をし、収納事務取扱者登録更新決定通知書(別記第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

4 第2条第4項、第3条および第4条本文の規定は、前3項の登録の更新について準用する。

(変更等の届出)

第8条 公金収納受託者は、次の各号の一に該当するときは、公金収納受託者に係る変更等の届出書(別記第5号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 名称または代表者等の変更があったとき。

(2) 収納事務を一時的に休止し、または廃止しようとするとき。

(3) その他市長が必要と認めて別に定める事項に該当するとき。

(収納事務委託契約の解除等)

第9条 市長は、公金収納受託者が次の各号の一に該当するときは、収納事務委託契約期間中であっても、収納事務委託契約を解除することができる。この場合において、収納事務委託契約を解除したときは、収納事務取扱者の登録を取り消すものとする。

(1) この要綱に違反する行為があったとき。

(2) 第2条第2項または第7条第2項の規定による申請書の記載事項

に虚偽があったとき。

(3) 契約期間内において収納したごみ処理手数料を納期限までに納入しなかったとき。

(4) 第3条第1項各号（第7条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる要件を欠くこととなったとき。

(5) 函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年函館市条例第43号）に規定する手数料以外の金額で指定ごみ袋等を交付するなど、収納事務の処理に関して、著しく信用を失う行為があったとき。

(6) その他市長が必要と認めたとき。

（公金収納受託者証明書等の返還等）

第10条 公金収納受託者は、収納事務を廃止したとき、または前条の規定により収納事務委託契約を解除されたときは、公金収納受託者の印、公金収納受託者証明書および保管している指定ごみ袋等を速やかに市長に返還するとともに、取扱店表示シールを店舗等から撤去しなければならない。

（収納事務取扱者の登録の決定の制限）

第11条 市長は、第2条第2項の規定による収納事務取扱者の登録の申請または第7条第2項の規定による収納事務取扱者の登録の更新の申請があった場合において、申請者の店舗等を有する地域に既に一定数の収納事務取扱者の登録があるときは、第3条第1項各号（第7条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる要件のすべてを満たしている場合であっても、収納事務取扱者の登録または登録の更新の決定を行わないことができる。

## 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年2月20日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 収納事務取扱者登録申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者名

収納事務取扱者として登録を受けたいので、函館市ごみ処理手数料の収納および指定ごみ袋等の交付に関する取扱要綱第2条第2項の規定により次のとおり申請します。

申 請 者	名 称			
	住 所			
	電 話 番 号			
ご み 袋 等 取 扱 店	名 称			
	住 所			
	電 話 番 号	F A X 番 号		
報 告 書 等 送 付 先	名 称			
	住 所			
	電 話 番 号	F A X 番 号		
搬 送 先	名 称			
	住 所			
	電 話 番 号	F A X 番 号		
事 務 処 理	1. 本店等 (店舗数 店舗)		2. 店舗等	
搬 送 種 別	1. 本店等	2. 店舗等		

※ 太枠内のみ記載、申請者が本店等である場合は別紙に函館市内取扱店舗を記載。

業 種		登録番号	
摘 要			

添付書類

1. 成年被後見人もしくは被保佐人でないことまたは破産宣告を受けていないことの証明書
2. 市税の納税証明書
3. その他市長が必要と認めたもの

## 収納事務取扱者登録更新申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者名

収納事務取扱者として登録の更新を受けたいので、函館市ごみ処理手数料の収納および指定ごみ袋等の交付に関する取扱要綱第7条第2項の規定により次のとおり申請します。

申請者	名 称			
	住 所			
	電 話 番 号			
ごみ袋等取扱店	名 称			
	住 所			
	電 話 番 号	F A X 番 号		
報告書等送付先	名 称			
	住 所			
	電 話 番 号	F A X 番 号		
搬送先	名 称			
	住 所			
	電 話 番 号	F A X 番 号		
事 務 処 理	1. 本店等 (店舗数 店舗)		2. 店舗等	
搬 送 種 別	1. 本店等	2. 店舗等		

	登録番号	
摘 要		

添付書類

1. 成年被後見人もしくは被保佐人でないことまたは破産宣告を受けていないことの証明書  
(新規登録時または前回更新時（これらについて変更等届出をした場合は、その時）から内容に変更がないときは、省略することができる)
2. 市税の納税証明書
3. その他市長が必要と認めたもの

## 公金収納受託者に係る変更等の届出書

年 月 日

函 館 市 長 様

函館市公金収納受託者

登録番号 第 \_\_\_\_\_ 号

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付で締結した「収納事務委託契約」に基づく函館市  
ごみ処理手数料の収納および指定ごみ袋等の収納事務取扱に、下記のとおり変更  
がありましたので届出いたします。

変 更 前	申 請 者	住 所				
		名 称				
		代表者氏名				
	取 扱 店	ごみ袋等	住 所			
			名 称			
			電 話 番 号	F A X 番 号		
	送 付 先	報告書等	住 所			
			名 称			
			電 話 番 号	F A X 番 号		
	搬 送 先		住 所			
			名 称			
			電 話 番 号	F A X 番 号		
変 更 後	申 請 者	住 所				
		名 称				
		代表者氏名				
	取 扱 店	ごみ袋等	住 所			
			名 称			
			電 話 番 号	F A X 番 号		
	送 付 先	報告書等	住 所			
			名 称			
			電 話 番 号	F A X 番 号		
	搬 送 先		住 所			
			名 称			
			電 話 番 号	F A X 番 号		

※ 変更後欄は変更事項欄のみ記入してください。

## 公金収納受託に係る変更等の届出書

年 月 日

函 館 市 長 様

函館市公金収納受託者

登録番号 第 号

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付で締結した「収納事務委託契約」に基づく函館市  
ごみ処理手数料の収納および指定ごみ袋等の収納事務取扱に、下記のとおり変更  
がありましたので届出いたします。

変更前	店 舗 名			
	住 所			
	電話番号		F A X 番 号	
変更後	店 舗 名			
	住 所			
	電話番号		F A X 番 号	
変更事由	1. 新規    2. 移転    3. 廃業    4. その他			